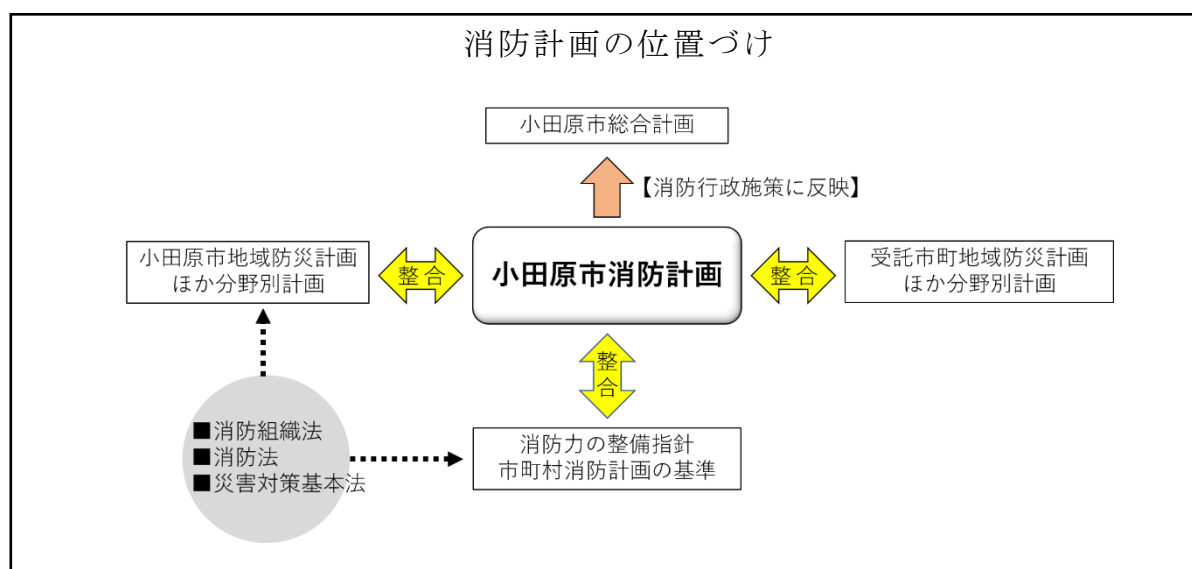


小田原市消防計画の改定について

1 小田原市消防計画

小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）の規定に基づき、消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期するために策定している。また、本市のまちづくりの総合指針となる小田原市総合計画と整合を図り、更には各種計画、指針及び基準等とも整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹計画である。



2 改定内容

消防計画は将来の消防体制のあるべき姿を明確にすることで、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための計画であることから、定年の引上げ等の新たな制度や消防団が策定した「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」等に対応するため、各事業の進捗状況を踏まえつつ主な取組内容等の見直しを行った。

また、令和４年度から進めていた持続可能な消防組織の検討内容についても事業ごとに整理を行い消防計画の各基本計画に反映している。

主な改定内容

番号	事業名	改定理由と主な内容	該当ページ
1-1	消防組織運営事業	・ 定年引上げに伴う諸制度の施行による「現状と課題」、「施策の方向性」の見直し	15
1-2	消防被服等貸与事業		16
1-3	消防職員採用事業		17
1-5	消防庁舎再整備事業	・ 山北出張所の再整備に伴う進捗状況の反映、各署所訓練施設の整備、女性職員の当直環境の整備など「現状と課題」、「施策の方向性」の見直し	21 22
1-8	情報通信施設整備事業	・ 消防救急デジタル無線共通波設備、消防情報指令システム、消防救急デジタル無線活動波設備を「主な取組内容」に更新計画を追加記載	27
2-1	消防救急車両・装備等整備事業	・ 市立病院への救急ワークステーション設置について「施策の方向性」の見直し ・ 定年引上げに伴う諸制度の施行による「現状と課題」、「主な取組内容」の見直し	30
2-5	救急用資機材整備事業		34
2-6	救急隊員養成・医療連携事業		35
3-1	火災予防推進事業	・ 定年引上げに伴う諸制度の施行による「主な取組内容」の見直し	40
3-2	火災原因調査業務強化事業		41
4-1	消防団運営事業	・ 消防団が策定した「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」に基づく「施策の方向性」の見直し	43

3 意見公募結果

令和7年2月14日(金)から同年3月17日(月)の期間でパブリックコメント（市民意見）を実施した結果、1件提出があったが、消防計画の内容に関する意見ではなく、計画改定の手順に関するものであった。

なお、本市消防本部は広域消防であるため、構成市町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）からも募集したものである。

4 改定計画の運用開始

令和7年6月1日